

- 二 有価証券（第十一号に掲げる財産に該当するもの及び第十三号に掲げる財産を除く。）

三 金銭債権（第十一号に掲げる財産に該当するものを除く。）

四 動産

五 土地及びその定着物の賃借権

六 地上権

七 土地及びその定着物の貸借権

八 担保権

九 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する知的財産権をいう。第十九条第一項第七号において同じ。）

十 特定出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第六項に規定する特定出資をいう。）

十一 電子決済手段

十二 暗号資産

十三 電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）

十四 前各号に掲げる財産以外の財産

十五 前各号に掲げる財産のうち、種類を異にする二以上の財産

（営業保証金の供託の届出等）

第五条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官等（令第十八条第一項の規定により金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関にあつては金融庁長官）その他の金融機関にあつては当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関（法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第四項に基づき供託をした信託業務を営む金融機関以外の者を含む。）が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託した後、その旨を差替え後の供託書正本を添付して金融庁長官等に届け出なければならない。

3 金融庁長官等は、前二項の供託書正本を受理したときは、保管証書をその供託者に交付しなければならない。

(営業保証金に代わる契約の締結の届出等)
第六条 信託業務を営む金融機関は、法第二条

- 一項において準用する信託業法(第十一條第三項)に規定する契約を締結したとき(金融庁長官等の承認を受けて当該契約の内容を変更したときはを含む。)は、別紙様式第二号により作成した営業保証金供託保証契約締結届出書に契約書の写しを添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

信託業務を営む金融機関は、営業保証金に代わる契約の変更又は解除を行おうとする場合は、別紙様式第三号により作成した営業保証金供託保証契約解除届出書又は別紙様式第四号により作成した営業保証金供託保証契約解除申請書により、金融庁長官等に承認申請書に記載した営業保証金供託保証契約の変更承認申請書又は別紙様式第五号により作成した営業保証金供託保証契約解除届出書により作成した営業保証金供託保証契約解除申請書により、金融庁長官等に承認を申請しなければならない。

金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請をした信託業務を営む金融機関が営業保証金に代わる契約を変更し、又は解除することが受益者の保護を欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

信託業務を営む金融機関は、金融庁長官等の承認に基づき営業保証金に代わる契約の変更又は解除をしたときは、別紙様式第五号により作成した営業保証金供託保証契約変更届出書に当該契約書の写しを添付し、又は別紙様式第六号により作成した営業保証金供託保証契約解除届出書に契約を解除した事實を証する書面を添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約の変更の場合には当該契約書正本を提示しなければならない。

令第五条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八百一十七号)第二条に規定する長期信用銀行

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関

三 株式会社商工組合中央金庫
(営業保証金の追加供託の起算日)

第七条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一條第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 信託業務を営む金融機関が令第五条第三号の承認(次号において「承認」という。)を

受けて法第二条第一項において準用する信託業法第十一條第三項に規定する契約（以下こ

- （号及び次号において「契約」という。）の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額（同条第三項に規定する契約金額を含む。）が令第四条に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日

二 信託業務を営む金融機関が承認を受けて契約を解除した場合 当該契約を解除した日

三 令第六条の権利の実行の手続が行われた場合 信託業務を営む金融機関が信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年内閣府令・法務省令第四号）第十一条第三項の支払委託書の写しの送付を受けた日

四 令第六条の権利の実行の手続を行うため金融庁長官等が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合 信託業務を営む金融機関が信託兼営金融機関営業保証金規則第十二条第四項の供託通知書の送付を受けた日

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 國債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。次条第一項第一号において同じ。）

二 地方債証券

三 政府保証債券（金融商品取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。）

四 金融庁長官が指定した社債券その他の債券（記名式のもの及び割引の方法により発行されるもの並びに前号に掲げるものを除く。）

（営業保証金に充てができる有価証券の種類）

第九条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一、国債証券　額面金額（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による

- 三 振替口座簿の記載又は記録により定まるものにあつては、振替口座簿に記載又は記録された金額。(以下この条において同じ。)

二 地方債証券 領面金額百円につき九十円として計算した額

三 政府保証債券 領面金額百円につき九十五円として計算した額

四 前条第四号に規定する社債券その他の債券 領面金額百円につき八十円として計算した額

3 2
割引の方法により発行した有価証券については、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を領面金額とみなして、前項の規定を適用する。

(領面金額 - 発行価額) / 発行の日から償還の日までの年数) × 発行の日から供託の日までの年数

前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数及び領面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(信託業務の委託の適用除外)

第十一条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信託行為に信託業務を當む金融機関が委託者又は受益者(これらの人者から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により信託財産の処分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

二 信託行為に信託業務の委託先が信託業務を當む金融機関(信託業務を當む金融機関から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により委託された信託財産の処分その他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務

三 信託業務を當む金融機関が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為(親法人等又は関連法人等)

第十一條 令第八条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等(同項に規定するもの)

する法人等をいう。以下この条において同じ。)を行つてはいるとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められることは、この限りでない。

一 他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係が存するもの

イ 当該法人等が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係が存するもの

イ 当該法人等が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係が存するもの

イ 当該法人等が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係が存するもの

ロ 当該法人等の役員(取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員を含む。)、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。)、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関し影響を与えることができるものと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権を支配する機関の構成員の過半数を占めてい

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 当該他の法人等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について当該法人等が事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 当該他の法人等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について当該法人等が事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

以下この条において同じ。)を行つてはいること(当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)の過半となる場合は、この限りでない。

思決定機関を支配していることが推測され

る事実が存在すること。

ホ 他の法人等が自己の計算において所有して

いる場合(当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に

同意してはいる者が所有している議決権と合

わせて、他の法人等の議決権の過半数を占め

ている場合(当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に

おける当該法人等であつて、前号ロからホま

で掲げるいずれかの要件に該当するもの

令第八条第四項に規定する内閣府令で定める

ものは、次に掲げるものとする。ただし、財務

上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法

人等(当該法人等の子法人等(同条第三項に規

定する子法人等をいう。以下この条において同

じ。)を含む。)が子法人等以外の他の法人等の

等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員(取締役、執行役、会

計参与(会計参与が法人であるときは、そ

の職務を行なうべき社員を含む。)、監査役又

はこれらに類する役職にある者をいう。以

下この条において同じ。)、業務を執行する

社員若しくは使用人である者、又はこれら

であつた者であつて当該法人等が当該他の

法人等の財務及び営業又は事業の方針の決

定に関して影響を与えることができるもの

が、当該他の法人等の取締役会その他のこれ

に準ずる機関の構成員の過半数を占めてい

ること。

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受け

していること。

ロ 当該法人等から重要な融資を受けている

こと。

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員

若しくは使用人である者、又はこれらであ

つた者であつて当該法人等がその財務及び

営業又は事業の方針の決定に関して影響を

与えることができるものが、その代表取締

役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任

していること。

(特定兼営業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十一條の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条の二第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 特定兼営業務関連苦情(法第十二条の二

四 第四項に規定する特定兼営業務関連苦情を

いう。以下の項及び第三項において同一。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 特定兼営業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

社会規則を公表すること。

イ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に

周知し、並びにイの業務運営体制及びロの

ロ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社会規則を公表すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申

法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得かつ、当該委託者がらの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合は、次に掲げる事項を含むものとする。
(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第十五条 法第二十六条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 当初取得する信託財産の種類及び価額又は数量

二 信託財産の権利の移転に関する事項(信託財産に属する財産の対抗要件の具備に関する事項を含む)

三 第一号の信託財産の取得日以後において信託財産を取得する予定がある場合においては、取得予定期日、信託財産の種類及び取得にあたつての条件

四 特定寄附信託(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十五号において同じ。)においては、当初信託元本額

五 電子決済手段の信託にあつては、次に掲げる事項

六 その他の電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

七 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

八 電子決済手段の信託に限り代価の弁済のために使われる事項

九 电子決済手段の信託にあつては、次に掲げる事項

十 电子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

十一 电子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができる。

十二 取り扱う電子決済手段の概要及び特性(当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。)並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び概要

十三 電子決済手段を發行する者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

十四 当該信託に關し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針

ト その他電子決済手段の内容に關し参考となると認められる事項

六 暗号資産等の信託(暗号資産又は暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に關する

内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する

暗号等資産関連有価証券をいう。第三十一条の十七第二号において同じ。)を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。第二十条第十八項において同じ。)にあつては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

ロ 暗号等資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ハ 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができる。

イ その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。)

ハ その他の暗号等資産の性質に關し参考となると認められる事項

二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信託報酬の額又は計算方法

二 信託報酬の支払の時期及び方法

三 前二号に掲げる事項につき受益者により異なる内容を定める場合は、その内容に掲げる事項を含むものとする。

四 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十一号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信託報酬の額又は計算方法

二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 損失の危険に関する事項

二 法第六条の規定による元本の補填又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに關する事項

三 当該信託に係る受益権の譲渡手続に関する事項

四 当該信託に係る受益権の譲渡に制限がある場合は、その旨及び当該制限の内容

五 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに關する事項

六 受託者の複数である場合における信託業務の処理

七 受託者の辞任

八 受託者の任務終了の場合の新受託者の選任

九 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。

一 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

二 信託法(平成十八年法律第八号)第百二十三条第一項、第百三十二条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合

代理人に關する事項

三 委託者が受益者を指定又は変更する権利を有する場合は、当該権利に關する事項

四 受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合、その旨

五 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 受益者に交付する信託財産の種類

二 信託財産を交付する時期及び方法

三 前二号に掲げる事項につき受益者により異なる内容を定める場合は、その内容に掲げる事項を含むものとする。

四 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十一号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 信託報酬の額又は計算方法

二 信託報酬の支払の時期及び方法

三 前二号に掲げる事項につき受益者により異なる内容を定める場合は、その内容に掲げる事項を含むものとする。

四 法第六条の規定による元本の補填又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに關する事項

五 次に掲げる事項について特別の定めをする場合は、当該定めに關する事項

六 受託者が複数である場合における信託業務の処理

七 受託者の辞任

八 受託者の任務終了の場合の新受託者の選任

九 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。

一 不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するため必要な事項

二 信託法(平成十八年法律第八号)第百二十三条第一項、第百三十二条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合

代理人に關する事項

三 第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するため必要な事項

二 信託法(平成十八年法律第八号)第百二十三条第一項、第百三十二条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合

代理人に關する事項

六 暗号資産等の信託(暗号資産又は暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に關する

する手続実施基本契約をいう。以下この号において同じ。)を締結する措置を講ずる

当該手続実施基本契約の相手方である指定

紛争解決機関の商号又は名称

一 項第二号に定める苦情処理措置及び紛争

解决措置の内容

八 電子決済手段の信託にあつては、当該信託契約に係る電子決済手段の償還の方法

信託業務を営む金融機関が信託法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げる事項ととする。

二 項に規定する限定責任信託の引受けを行つた場合にあつては、法第二条第一項において準用する信託業法第十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げる事項ととする。

三 給付可能額(信託法第二百二十五条に規定する給付可能額をいう。)及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えることはできない旨

一 限定責任信託の名称

二 限定責任信託の事務処理地(信託法第二百六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。)

三 給付可能額(信託法第二百二十五条に規定する給付可能額をいう。)及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えることはできない旨

一 情報通信の技術を利用する方法

二 信託業務を営む金融機関等(信託業務を営む金融機関又は信託業務を営む金融機関との契約によりファイルを自己の管理するもの)

三 電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは信託業務を営む金融機関の用に供する者をいう。(以下この条において同じ。)

イ 信託業務を営む金融機関等(信託業務を営む金融機関又は信託業務を営む金融機関との契約によりファイルを自己の管理するもの)

四 信託業務を営む金融機関が法第二百二十九条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。

一 不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するため必要な事項

二 信託法(平成十八年法律第八号)第百二十三条第一項、第百三十二条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合

代理人に關する事項

三 第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するため必要な事項

二 信託法(平成十八年法律第八号)第百二十三条第一項、第百三十二条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合

代理人に關する事項

六 暗号資産等の信託(暗号資産又は暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に關する

に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
ロ 信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられた記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられた記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法）
ハ 信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられた記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

2

前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。
一 委託者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへ記録媒体を用いて記録された記載事項を記録する方法の記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（委託者の使用に係る電子計算機に備えられ

た顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、委託者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。
四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まで）次に掲げる事項を消去し又は改変することができるものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第九条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合は又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。
イ 前項第一号ハに規定する方法について
一 委託者の閲覧に供する方法
二 閲覧ファイル（信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の委託者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法
三 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3

前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。
一 委託者の使用に係る電子計算機に備えられた記載事項を記録する方法は、次に規定する方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合
二 計算期間の初日から一年を経過した日（次号及び第四号において「応当日」という。）が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日（次号及び第四号において「休日等」という。）である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合
三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合
四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合
五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第五号、第二十条第一項第一号の二、第六号、第七号及び第九号、第二十三条第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第二号の二、第四号及び第五号、第二十六条第三十四条第一項第三号並びに第三十五条第三号において同じ。）からの信託財産の回線を通じて接続可能な状態を維持させることが可能となるため、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させることが可能となる旨通知した場合はこの限りでない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた委託者等又は信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

う。

方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
一 前項各号に規定する方法のうち信託業を営む金融機関が使用するもの

（計算期間の特例）

法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合

二 ファイルへの記録の方式

（計算期間の特例）

法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合

二 計算期間の初日から一年を経過した日（次号及び第四号において「応当日」という。）が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日（次号及び第四号において「休日等」という。）である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合

三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第五号、第二十条第一項第一号の二、第六号、第七号及び第九号、第二十三条第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第二号の二、第四号及び第五号、第二十六条第三十四条第一項第三号並びに第三十五条第三号において同じ。）からの信託財産の回線を通じて接続可能な状態を維持させることが可能となるため、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させることが可能となる旨通知した場合はこの限りでない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた委託者等又は信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

う。）である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第二項第一号イからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合に限る。）の場合は、この限りでない。

一 計算期間の末日（以下この条において「当期末」という。）現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の収支の状況

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買額並びに銘柄（信託財産の二分の一を超える額を金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。）ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における株式数

ロ 当期末現在における株式数

ハ 当該株式の売却を予定する信託の場合における株式の時価総額

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買額並びに銘柄（信託財産の二分の一を超える額を金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。）ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における株式数

ロ 当期末現在における株式数

ハ 当該株式の売却を予定する信託の場合における株式の時価総額

三 公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）につき、種類ごとに計算期間における貯買額及び銘柄ごとに当期末現在における貯買額の総額（当該公社債の売却を予定する信託の場合は、時価総額を含む。）

四 デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいふ。以下同じ。）が行われた場合には、時価総額を含む。）

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第二十三条第五項第二号に

方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
一 前条第一項各号に規定する方法のうち信託業を営む金融機関が使用するもの

（計算期間の特例）

法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合

二 ファイルへの記録の方式

（計算期間の特例）

法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合

二 計算期間の初日から一年を経過した日（次号及び第四号において「応当日」という。）が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日（次号及び第四号において「休日等」という。）である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合

三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第五号、第二十条第一項第一号の二、第六号、第七号及び第九号、第二十三条第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第二号の二、第四号及び第五号、第二十六条第三十四条第一項第三号並びに第三十五条第三号において同じ。）からの信託財産の回線を通じて接続可能な状態を維持させることが可能となるため、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させることが可能となる旨通知した場合はこの限りでない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた委託者等又は信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

う。）である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第二項第一号イからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合に限る。）の場合は、この限りでない。

一 計算期間の末日（以下この条において「当期末」という。）現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の収支の状況

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買額並びに銘柄（信託財産の二分の一を超える額を金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。）ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における株式数

ロ 当期末現在における株式数

ハ 当該株式の売却を予定する信託の場合における株式の時価総額

三 公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）につき、種類ごとに計算期間における貯買額及び銘柄ごとに当期末現在における貯買額の総額（当該公社債の売却を予定する信託の場合は、時価総額を含む。）

四 デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいふ。以下同じ。）が行われた場合には、時価総額を含む。）

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第二十三条第五項第二号に

二 に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出したを受けた資産（以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項（同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。）に係る重要な業務を行う者（次号において「ファンド関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三 当該金融機関とファンド関係者との間の資本関係及び個人的関係

四 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあつては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称

（信託財産状況報告書の交付頻度）

第十九条の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じて当該各号に定める期間とする。

一 信託行為において計算期間より短い期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、受益者に交付する旨の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。）当該信託行為において定める期間

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第二十二条第二十一項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号。第二十二条第二十一項において「改正前厚生年金保険法」という。）第一百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第一百二十八条第三項の規定による信託契約である場合 三月

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。（以下この号において同じ。）

二 受益者が受益証券発行信託（信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受益権（同法第百十条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であつて、当該受益者のうち、信託業務を営む金融機関に氏名又は名称及び住所の知り得る者に対しして信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

三 信託代理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託代理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

四 金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等（投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行ふ者に限る。）の指図により信託契約による信託の引受けを行ひ、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等の顧客のみである場合において、当該金融商品取引業者等に対する財産の管理又は処分を行う旨の信託契約によることとし、当該金融商品取引業者等が同法第四十二条の七第一項の運用報告書を作成するため必要な情報を提供している場合

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者等が同法第四十二条の七第一項の運用報告書を作成するため必要な情報を提供している場合

六 みである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第二十条の報告書を作成するため必要な情報を提供している場合

七 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行つた場合において、受益者から信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

八 取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより信託契約の信託財産の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

九 確定期払出し年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号ロに規定する資産管理制度機関として信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行つた場合において、同法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該企業型記録関連運営管理機関等が同法第二十七条第一項の規定による通知をするために必要な情報提供を提供している場合

九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。第四十二条の三第四項において同じ。）に第十九条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

十 受益証券発行信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合に該当する特定上場有価証券をいう。（以下この号及び第二十三条第五項第十号において同じ。）

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、十六項に規定する金融商品取引所をいう。

ア 定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第二十三条第五項第十号において同じ。）

証券(同法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第二十三条第五項第十号において同じ。)に該当すること。

口 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合(当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く)信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されていること。

二 当該受益証券発行信託の信託行為において、口についての定め及び受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

十一 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 每年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座(以下「特定信託口座」という。)の残高を公表していること。

ロ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ 当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

二十六條第二項の規定、令第九条第一項及び第法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条第五項第十号において同じ。)

による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十九年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第六条第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百八十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合に、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5 信託業務を営む金融機関は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

6 信託業務を営む金融機関は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合はその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要なかつ適切な措置を講じなければならない。

7 信託業務を営む金融機関は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならぬ。

8 信託業務を営む金融機関は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び信託業務を営む金融機関に対する当該情報の提供を行ふもの）から提供を受けた情報をであつて個人である資金需要者

9 の借入金返済能力に關するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

10 信託業務を営む金融機関は、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得たと表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

11 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置

二 特定信託受益権の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正運営かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる特定信託受益権を発行しないための必要な措置

三 その発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十六条第一項に定める要件を満たす金融機関に対する預貯金により管理するための適切な措置

12 信託業務を営む金融機関は、顧客（資金移動業関係業者を除く。以下この項から第十四項まで及び第十六項において同じ。）との間で特定信託為替取引を継続的に又は反復して行うことの内容とする契約を締結する場合には、当該顧客に対し次に掲げる事項を明示する方法により、当該特定信託為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 取り扱う特定信託為替取引の額の上限

二 標準履行期間

三 顧客が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

四 第十五条第七項各号に掲げる事項

五 契約期間

一 信託業務を営む金融機関は、顧客との間で特定信託行為替取引を行う場合には、当該顧客に対して損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

二 前号及び第十五項第二号に掲げるもののほか、当該特定信託行為替取引について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 その他当該特定信託行為替取引の内容に関する参考となると認められる事項

13 前二項の特定信託行為替取引について当該規定により情報提供することを要しない。

14 信託業務を営む金融機関は、顧客との間で特定信託行為替取引を行う場合には、あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、特定信託受益権の内容に関する説明を行わなければならない。

15 信託業務を営む金融機関は、前項に規定するものとする。

一 特定信託受益権は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

二 特定信託受益権の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 特定信託受益権は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができる。

四 発行する特定信託受益権の概要及び特性（当該特定信託受益権の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）

五 当該信託業務を営む金融機関に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

六 その他特定信託受益権の内容に関し参考となると認められる事項

16 第十四項の特定信託行為替取引について当該特定信託行為替取引に係る電子決済手段等取引業者による認可

17 が顧客に対し前二項の規定に準じて第十四項に規定する説明を行つたときは、信託業務を當む金融機関は、同項の規定にかかるらず、当該顧客に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

二 電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において発行される法、信託業法、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

イ 銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により、銀行法第四条第一項の免許若しくは資金決済に関する法律第三十七条の登録と同等の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類するその他行政処分を含む。）を受け、又は同法第四十三条第一項の二第三項の規定による届出と同様の届出をし、当該外国電子決済手段を發行することを業として行う者により發行されているものであること。

ロ 当該外国電子決済手段を發行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資本を法、信託業法、銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の發行が行われた国において公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士）

士を含む。第四十二条の十一第三項第一号イにおいて同じ。)の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ 捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘査して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を行なう者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。

三 外国電子決済手段を取り扱う場合にあつては、次に掲げる措置その他の顧客の保護及び信託業務の適正かつ確実な遂行に必要な措置イ 外国電子決済手段について、当該外国電子決済手段を発行する者がその債務の履行等(資金決済に関する法律第二条第七項に規定する債務の履行等)を行なうことが困難となつた場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者が、顧客(国内にある顧客と国外にある顧客とを区分することができる場合にあっては、国内にある顧客。いににおいて同じ。)である利用者のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされ、該債務の履行等が行われることと合理的に認められる措置

ロ 顧客(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第一条第二項第一号に規定する電子決済手段等取引業者等を除く。)のためには、次に掲げる措置(当該顧客の外国電子決済手段の交換等に伴うもの)ができる金額が、当該信託業務を営む金融機関が同条第三項に規定する資金移動業者の発行する電子決済手段(同法第三十六条の二第一項に規定する第二種資金移動業に係るものに限る。)を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置

四 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行なうための措置

五 信託業務を営む金融機関が、その行なう信託業務について、その取り扱う若しくは取り扱うとする電子決済手段又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの(当該信託業務を営む金融機関の行なう電子決済手段の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。)を適切に管理するために必要な措置

一 暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 暗号等資産の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号等資産等(金融商品取引法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産等をいう。第四号及び第三十一条の二十五第七号において同じ。)に係る有価証券の売買その他の取引等(有価証券若しくは暗号資産の売買その他の取引又はデリバティブ取引をいう。第四号及び同条第七号において同じ。)を取り扱わないために必要な措置

三 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行なうための措置

21 20 19 信託業務を営む金融機関は、前二項の規定によるほか、電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産の価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二条第三項において準用する信託業法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針(当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。)を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

信託業務を営む金融機関は、金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第一項第十五号に規定する場合において、同号の金融商品取引業者が対象有価証券(同条第三項に規定する対象有価証券をいう。以下この項において同じ。)の取得又は買付けの申込みをするために講じた同号からハまでに規定する措置により、当該対象有価証券の価額若しくは同条第六項に規定する監査報告書等を入手した場合は又は当該金融商品取引業者から、当該金融商品取引業者が同条第一項第十五号の権利者に交付した金融商品取引法第四十二条の七第一項の運用報告書に記載された当該対象有価証券に係る同令第百三十一条第一項第二号ロに掲げる事項(以下この項において「記載事項」という。)の通知を受けた場合において、当該額、当該監査報告書等及び当該記載事項を照合すること並びにその結果を当該権利者に対して通知することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

第二十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産に係る受益者以外の者の當む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引

(信託財産に係る行為準則)

2 3 二 第三者が知り得る情報を利用して行なう取引において「記載事項」といふ。

三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行なう取引

四 その他の信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第六号から第八号までに掲げる行為については、年金信託契約である場合に限る。

一 信託財産の売買その他の取引を行つた後で、一部の受益者に対し不适当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該取引に係る信託財産を特定すること。

二 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託の(当該信託業務を営む金融機関の行なう暗号資産等の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。)を適切に管理するために必要な措置

項の規定に違反するおそれがあることを知つた場合において、当該存続厚生年金基金に対し、その旨を通知しないこと。

七 存続厚生年金基金から、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第三十条第一項第一号の規定に違反し、信託財産の運用として特定の金融商品（金融商品取引法第二条第一項に規定する金融商品をいう。）を取得させることその他の運用方法の特定があつた場合において、これに応じること。

八 積立金の運用に関して、存続厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。

(2) 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(1) 及び (2) に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの（前日公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

4 事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面
又は電磁的方法による同意を得て取引を行う
場合

四 その他受益者の保護に支障を生ずることが
ないものとして金融庁長官等の承認を受けて
取引を行う場合

信託業務を當む金融機関は、法第二条第一項
において準用する信託業法第二十九条第三項の
規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞
なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を
作成し、受益者に交付しなければならない。

一 取引当事者が法人の場合にあつては商号又
は名称及び営業所又は事務所の所在地、個人
の場合にあつては個人である旨

二 信託財産との取引の相手方となつた者が信
託業務を當む金融機関の利害關係人である場

十二 当該書面の交付年月日
十一 十二 その他参考となる事項
一 法第二条第一項において準用する信託業法第
二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で
定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面
又は電磁的方法により受益者（受益者代理人
が現に存する場合にあつては、当該受益者代
理人を含む。以下この号において同じ。）か
らあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾
を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に
関する照会に対して速やかに回答できる体制
が整備されている場合
一の二 受益者が受益証券発行信託の無記名受
益権の受益者であつて、当該受益者のうち、
信託会社に氏名又は名称及び住所の知れてい

四 信託財産に係る受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合は、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定するとの他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

五 重要な信託の変更等（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいう。以下同じ。）をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

六 存続厚生年金基金が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次号において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。同号において「廃止前厚生年金

次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれららの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれららの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券（標準物を除く。）取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第七十項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行うものの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出する方法により行う。

〔iii〕 金融商品取引法第二条第一項第十号
及び第十一号に掲げる有価証券

口 金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引及び同条第二十
三項に規定する外国市場デリバティブ取引、取引所金融商品市場又は外国金融商品
市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）
において行うもの

ハ 不動産の売買 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの

二 その他の取引 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの

七 取引の目的物の数量（同一の当事者間における特定の取引契約に基づき反復してなされた取引にあつては、当該信託財産の計算期間における取引の数量）

八 取引価格（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託の計算期間における当該価格の総額）

九 取引を行つた理由
当該取引に関して信託業務を営む金融機関（当該信託業務を當む金融機関から法第二十二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

四 信託財産に係る受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合は、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）に對し、取引に関する重要な事實を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

重要な信託の変更等（法第二条第一項において「一定の信託契約書等の第一項」）

第二条第一項において準用する信託業法第九条第二項に規定する内閣府令で定める場所を掲げる場合とする。

委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十一条第一項号に掲げる者である場合を除く。）又は受取人若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者ののみの指図により取引を行う場合信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券

(i) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するもの）を含む。（i-i）において同じ。）

(ii) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。（i-i）において同じ。）又は、外国において設立されている認可金融商品取引業協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの。

合には、当該利害関係人と信託業務を営む金融機関との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が信託業務を営む金融機関から信託業務（法第二条において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

三 取引の方法

四 取引を行つた年月日

五 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項

六 取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必

で定めるものは、特定信託契約（信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下同じ。）とする。

第三十一条の三 削除

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第三十一条の四

法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行つた信託業務を営む金融機関のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十一条の六の二において同じ。）に関する旨となる旨とする。（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十一条の二において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとなる旨とする。

第三十一条の六

法第二条の二において準用する

方法

の

二

第二条第一十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学園をいう。）を除く。

第三十一条の十八第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項目号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十二条の四第二項第一号に掲げる事項及び第三十二条の十七第二号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第三十二条の十六 令第十二条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、特定信託契約に関する顧客が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定信託契約に係る信託財産の価額に対する割合又は当該特定信託契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これら表示をすることができる場合は、これらの表示をする理由とする。

特定期契約に係る信託財産の運用が投資信託受益権等（金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。）の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権等を同定を適用する。

前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十二条の十七 令第十二条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第二条第一十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学園をいう。）を除く。

第三十一条の十八第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項目号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十二条の四第二項第一号に掲げる事項及び第三十二条の十七第二号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するものとする。（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第三十二条の十六 令第十二条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、特定信託契約に関する顧客が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定信託契約に係る信託財産の価額に対する割合又は当該特定信託契約の締結を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これら表示をすることができる場合は、これらの表示をする理由とする。

特定期契約に係る信託財産の運用が投資信託受益権等（金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。）の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権等を同定を適用する。

前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十二条の十七 令第十二条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該特定信託契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

二 暗号等資産関連有価証券の信託（主として暗号等資産関連有価証券を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨でないこと。

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせする方法に準ずる方法等）

第三十二条の十八 令第十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

二 信託業務を営む金融機関又は当該金融機関が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十二条の十九 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定期契約の解除に関する事項

二 特定期契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 特定期契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

四 特定期契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

五 特定期契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

六 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

（あつては、次に掲げる事項）

一 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができる事。

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせする方法に準ずる方法等）

第三十二条の十九 令第十二条の四第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

二 信託業務を営む金融機関又は当該金融機関が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十二条の二十 契約締結前交付書面には、法第三十二条の二において準用する金融商品取引法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項を、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（次項及び第三項において「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定するハボイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

前項の規定にかかるわらず、契約締結前交付書面には、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第三十一条の二十二第二項第三号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

（誤りを含む。）に関する事項

二 信託業務を営む金融機関は、契約締結前交付書面には、第三十二条の二十二第一項第一号に掲げる事項及び法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三

〇五に規定する十二ハボイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

第三十二条の二十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 顧客と同一の内容の特定信託契約を締結したことがあり、かつ、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該顧客に当該特定信託契約に係る契約締結前交付書面を交付したことがあり、かつ、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該顧客に對し目論見書（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書をいい、前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されている場合）を交付してある場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 当該顧客に對し目論見書（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書をいい、前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されている場合（目論見書（同項に規定する目論見書をいう。）に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書に記載されている事項のすべてが記載されている書面を一定程度のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合に記載されていいる場合（目論見書（同項に規定する目論見書をいう。）に当該事項のすべてが記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一定程度のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合に記載されていいる場合（目論見書（同項に規定する目論見書をいう。）に当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一定程度のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合に記載されていいる場合（目論見書（同項に規定する目論見書をいう。）に当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一定程度のものとして交付している場合を含む。）

三 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行ひ、かつ、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財

産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解するために必要な方法及び程度による説明をしている場合(当該顧客に対し契約締結前交付書面(第三号ロ)に規定する場合にあつては、契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第四項第二号及び第三号において同じ。)に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。)
イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすいたゞき所に前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること(当該閲覧に供する方法が第三十一条の五第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。)。
ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

第三十一条の二十二 法第二条の一

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨
三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

二 第十五条第七項各号に掲げる事項
三 顧客が行う特定信託契約の締結に

合に限る)」のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。

する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第一号の二及び第七号並びに第三項に規定する第十九条第七項各号に掲げる事項については、委託者又は委託者がから指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が信託業者に施行令第二条第一項各号に掲げる者）から易

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

二 問例 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を

付又は当該書面に記載すべき事項の第三十一条の五第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答すること）を含む。」をいう。

5

六　当該金融機関が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合については、その名称）

七　当該金融機関の信託業務に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を受けている場合にあつては、当該外部監査を行つた者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

八　当該特定信託契約が電子決済手段の信託に係るものである場合にあつては、次に掲げる事項

イ　当該特定信託契約に係る電子決済手段の名称

ロ　当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

ハ　当該特定信託契約に係る電子決済手段を発行する者が法人であるときは、代表者の氏名

二　取引の最低単位その他の当該特定信託契約に係る電子決済手段の取引の条件

ホ　その他特定信託契約の締結に関し参考となると認められる事項

九　当該特定信託契約が電子記録移転有価証券表示権利等に関するものである場合にあつては、当該電子記録移転有価証券表示権利等の概要その他当該電子記録移転有価証券表示権利等の性質に關し顧客の注意を喚起すべき事項

二　信託業務を當む金融機関が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行つた場合には、法第二十二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、第十五条第八項各号に掲げる事項とする。

口　当該特定信託契約に係る電子決済手段を
発行する者の商号又は名称及び住所
ハ　当該特定信託契約に係る電子決済手段を
発行する者が法人であるときは、代表者の
氏名

二　取引の最低単位その他の当該特定信託契
約に係る電子決済手段の取引の条件
その也寺定言毛内久常吉に關へ参考ニ

イ 当該特定信託契約に係る電子決済手段の
事項

はあっては、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

六　当該金融機関が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（当該特定信託契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合については、その名称）
七　当該金融機関の信託業務に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を受けている場合

（投資者の保護に欠ける
られる信用格付）
第三十一条の二十三
する金融商品取引法
る内閣府令で定める
する。
一 当該特定信託契業
(金融商品取引業
九十五条第三項第
商品をいう。以下
原資産の信用状態
金融商品取引法第
信用格付(実質的
用状態に関する評
られるものを除く
一 前号に掲げるも
約に係る有価証券
定信託契約に係る
の信用状態に関する
金融商品取引法第
信用格付(実質的
有価証券又は当該
態に関する評価を
るもの)を除く。)
(信用格付業者の登
第三十一条の二十四
する金融商品取引法
る内閣府令で定める
する。
一 金融商品取引法
の意義
二 信用格付(金融
項に規定する信用
おいて同じ。)をさ
げる事項
イ 商号、名称又
ロ 法人(法人で
人の定めのある
は、役員(法人

第三十一条の二十四
する金融商品取引法
る内閣府令で定める
する。
一 金融商品取引法
の意義

定信託契約に係る
の信用状態に関する
金融商品取引法第
信用格付（実質的
有価証券又は当該
態に関する評価を
るもの）を除く。）

二 前号に掲げるも
用状態に関する評
られるものを除く
信用格付（実質的

商品をいう。以下
原資産の信用状態
金融商品取引法第

る内閣府令で定める事項のほか、第十項とする。

2

第六十六條の二十七の登録法第二条の二において準用第三十八条第三号に規定する事項は、次に掲げるものとする。

有価証券の発行者以外の者による評価を主たる対象とする
一条第三十四項に規定するに当該特定信託契約に係る
有価証券の発行者の信用状

ののほか、当該特定信託契約は、当該資産証券化商品の信託受益を対象とするものと認められる。

この号において同じ。)の
に関する評価を対象とする
一条第三十四項に規定する

りるおそれが少ないと認め
法第二条の二において準用
事項は、第一項各号に掲げる事
項第三十八条第三号に規定す
ものは、次に掲げるものと
二号に規定する資産証券化商
品に関する内閣府令第二百三
二号に規定する資産証券化商

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
四 信用格付の前提、意義及び限界
2 前項の規定にかかるわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百六十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百六十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号
三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するため用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法
五 信用格付の前提、意義及び限界（禁止行為）
第三十一条の二十五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

第一 第十二条各号に掲げる行為
二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる書面を交付する場合は、当該書面に記載されている事項であつて同項第五

号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

ロ 第三十一条の二十一第一項第一号に掲げる場合には、同号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一緒にものとして交付される書面がある場合に）は、当該目論見書及び当該書面

ハ 契約変更書面
三 特定信託契約の締結又は解約に際し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時に電話又は訪問により勧誘する行為

四 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）、暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）及び電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者又は同条第十三項に規定する外國電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十一条の二に定めるものに係る同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第三十一条の十九第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

五 顧客に対し、第三十一条の十七第二号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあっては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きいさで表示しないことを含む。）暗号等資産関

連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の勧誘をする行為
六 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う電子決済手段の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全の顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に對して伝達し、又は利用する行為（当該信託業務を営む金融機関の行う特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものと對象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る判断等又は当該信託業務を営む金融機関に関する重要な情報であつて顧客の暗号等資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全の顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三者に對して伝達し、又は利用する行為（当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の適正かつ確実な遂行に必要なものと對象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全の顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三

七 己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結の業務の対象とし、他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託業務を営む金融機関の行う当該特定信託契約の締結の業務の全の顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を、第三

一 当該申請に係る変更が、当該申請をした者（以下この条において「申請者」という。）の業務、財産及び損益の健全性の向上に資するものであること。
二 信託業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、経営管理に係る体制等に照らし、申請者が当該申請に係る変更後の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるること。
三 当該申請の内容が委託者又は受益者の利益を損なうものでないこと。
(同一人に対する信用の供与等)

第三十三条 令第十二条に規定する貸出金としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の割引のうち別紙様式第八号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。
令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。
一 当該信託業務を営む金融機関に対する預金若しくは貯金又は定期積金（令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、銀行法第二条第十四項に規定する定期積金等）の債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

2

二 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

三 貿易保険法（昭和二十一年法律第六十七号）第四十四条第二項第二号の損失（同法第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る同項に規定する普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第四十四条第二項第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第四十四条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る同項に規定する普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外國政府等、外國法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行つた者が同法第五十一条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の同項に規定する貸付金等を回収することができないことにより受ける損失に係る同項に規定する貿易代金貸付

（業務の種類又は方法の変更の認可の申請等）
第三十二条 信託業務を営む金融機関は、法第三条の規定による業務の種類又は方法の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない
一 理由書
二 變更後の業務の種類又は方法書類
三 業務の種類又は方法書の変更箇所の新旧対照表
四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
（同一人に対する信用の供与等）

四 保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

五 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金（当該貨物に係る運賃又は保険料を含む。）の決済に係る船積書類到着後六ヶ月以内に返済期限が到来するものに限る。）の額

六 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

（定型的信託約款の変更に係る認可の申請等）

第三十四条 信託業務を営む金融機関は、法第五条第一項の規定による定型的信託契約の約款の変更に係る認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 公告の内容及び方法を記載した書類

三 委託者又は受益者が当該約款の変更について異議を述べることのできる期間及び異議を述べたときの処理の方法を記載した書類

四 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請の内容が受益者の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査するものとする。

（定型的信託約款の変更の公告）

第三十五条 信託業務を営む金融機関が法第五条第一項の規定により行う定型的信託契約の約款の変更についての公告は、次に掲げる事項を明らかにして、信託業務を営む金融機関における公告の方針によりしなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 金融庁長官等の認可を受けた年月日

三 委託者又は受益者が異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

（利益補足契約の最高利益歩合）

第三十六条 信託業務を営む金融機関が、法第六条の規定によりあらかじめ一定額の利益を補足する旨を定める契約を締結する場合においては、その利益歩合は、金融庁長官が定める歩合を超えてはならない。

（損失の補てん等を行うことができる信託契約）

第三十七条 法第六条に規定する内閣府令で定められた信託契約は、当該信託契約に係る財産

総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

一 金融商品取引法第一条第一項（第十二条号及び第十四号を除く。）に規定する有価証券

（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を含む。第五号において同じ。）

二 デリバティブ取引に係る権利

三 商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

四 主として前各号に掲げる資産に投資する、とを目的とする金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものの該当するものを除く。）

五 有価証券を信託する信託の受益権

（信託業務報告書等）

第三十八条 信託業務を営む金融機関は、事業年度開始の日から該事業年度の九月三十日（令和二年第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の月末。第六項第一号において同じ。）までの間に、の信託業務の状況について、別紙様式第七号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

二 信託業務を営む金融機関は、事業年度ごとに、当該事業年度終了の日までの間の信託業務の状況について別紙様式第八号により信託業務報告書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

三 信託業務を営む金融機関は、やむを得ない理由により、前二項に規定する期間内に信託業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官等の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

四 信託業務を営む金融機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

五 第二項の信託業務報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 別紙様式第九号により作成した法第二十二条第一項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定による業務委託（法第一条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）

二 法第二条第一項において準用する信託業法
第二十九条第二項に規定する取引の概要を記載した書類

6 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次の各号に掲げる信託業務報告書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の信託業務報告書 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度の九月三十日における特定信託口座に係る残高証明書

二 第二項の信託業務報告書 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度終了日のにおける特定信託口口座に係る残高証明書

(届出事項)

第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受け、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この条において同じ。）の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容の変更をした場合

二 信託業務に関する訴訟若しくは調停の当事者となつたとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したとき。

三 自己を所属信託兼営金融機関（法第二条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関をいう。）とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つたとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを見つたとき（自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る）。

四 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店が当該金融機関に係る信託業務を行するに際して次に掲げる行為を行つたことを知つた場合

イ 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

ロ 出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十号）に基づき

ハ 法若しくは信託業法又はこれらの法律に基づく命令に違反する行為

二 現金・手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盜難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）のうち、信託業務を當む金融機関の業務又は信託契約代理店の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大なものと認められるもの

ホ 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた行為

ヘ 海外で発生したイからホまでに掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの

ト その他当該金融機関における信託業務の適切な運営に支障を來す行為又はそのおそれがある行為であつてイからヘまでに掲げる行為に準ずるもの

特定信託為替取引の内容又は方法を変更した場合（第三項各号のいずれかに該当する場合を除く。）

信託業務を當む金融機関は、前項第一号に該当する旨の法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 代理店の設置をした場合には、当該代理店において行う業務の内容を記載した代理店契約書

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

二 特定信託為替取引を行つてゐる場合にあつては、発行する特定信託受益権を変更しようとする場合

一 新たに特定信託為替取引を行おうとする場合

三 特定信託口座に関する次に掲げる事項（次項第二号において「特定信託口座特定事項」という。）を変更しようとする場合

イ 当該特定信託口座のある金融機関の商号又は名称

ロ 当該特定信託口座に係る營業所又は事務所の名称及び所在地

ハ 当該特定信託口座の名義

二	当該特定信託口座の口座番号その他の な事項
3	信託業務を営む金融機関は、前項第一号に該 当する旨の法第八条第二項の規定による届出を しようとするときは、届出書に次に掲げる書類 を添付して金融庁長官等に提出しなければなら ない。
4	一 特定信託為替取引の内容及び方法を記載し た書類
2	二 特定信託口座特定事項を記載した書類 (廃業等の公告等)
3	三 その他参考となるべき事項を記載した書類 (廃業等の公告等)
4	4 法第八条第三項の規定による公告は、 官報若しくは時事に関する事項を掲載する日刊 新聞紙に掲載する方法又は電子公告(会社法第 二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以 下同じ)によつてしなければならない。この 場合において、官報又は時事に関する事項を掲 載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする信 託業務を営む金融機関は、同項の規定による掲 示の内容を当該信託業務を営む金融機関のウェ ブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供 するものとする。
1	法第八条第三項の規定による公告は、次に掲 げた事項についてしなければならない。
2	二 信託業務の廃止、合併、合併及び破産手続 開始の決定以外の理由による解散、会社分割 による信託業の全部若しくは一部の承継又は 信託業の全部若しくは一部の譲渡をしようと する年月日
3	三 引受けを行つた信託関係の処理の方法
4	4 法第八条第四項に規定する届出は、次に掲げ る事項を記載した書面により行うものとする。
1	一 公告の内容
2	二 公告の方法
3	三 公告年月日
4	4 法第八条第三項の規定による公告を電子公告 によつてする場合には、第二項第一号に定める 年月日までの間、継続して電子公告による公告 をしなければならない。
1	2 金融機関は、前項の規定による承認の申請 があつたときは、次に掲げる基準に適合するか どうかを審査するものとする。

二	一 法の規定による認可を受けた日から六月以 内に当該認可を受けた事項を実行することができ ないことについてやむを得ないと認めら れる理由があること。
3	三 当該認可の際に審査の基礎となつた事項に ついて、当該認可を受けた事項の実行が見込 まれる時期までに重大な変更がないと見込まれ ること。
4	四 実行することができると見込まれること。
1	五 当該認可を受けた事項の実行が見込 まれる時期までに重大な変更がないと見込まれ ること。
2	六 合理的な期間内に当該認可を受けた事項を 実行することができると見込まれること。
3	七 当該認可の際に審査の基礎となつた事項に ついて、当該認可を受けた事項の実行が見込 まれる時期までに重大な変更がないと見込まれ ること。
4	八 (監督処分の公告)
1	九 分の公告は、官報によるものとする。 (心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務 を適正に執行することができない者)
2	十 第四十二条の二 法第十二条の二第一項第四号イ に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能 の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正 に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意 思疎通を適切に行うことができない者とする。 (割合の算定)

二	一 第四十二条の二の二 法第十二条の二第一項第八 号の割合の算定は、同項の申請をしようとする 者に対する業務規程(同項第七号に規定する業 務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第 四十二条の十四第二項において同じ。)の内容 についての異議の有無並びに異議がある場合に はその内容及び理由を記載した書面(次条にお いて「意見書」という。)を提出して手続実施 基本契約(法第十二条の二第二項第八号に規定 する手續実施基本契約をいう。以下この条及び 第五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)そ の他の業務規程の内容(法第十二条の四において 同じ。)の解除に関する事項その他の手續実施 基本契約(法第十二条の二第二項第八号に規定 する手續実施基本契約の内容(法第十二条の四 において適用する信託業法第八十五条の七第三 項及び第五項第一号に掲げる基準に適合するた めに必要な事項を除く。)について異議(合理的 な理由が付されたものに限る。)を述べた信 託業務を営む金融機関の数を当該申請をしよう とする者が次条第一項第二号に規定する業務規 程等を交付し、又は送付した日(二以上の日に わたつて交付し、又は送付した場合には、最も 遅い日。第四十二条の五において同じ。)に金 融庁長官により公表されている信託業務を営む 金融機関(次条及び第四十二条の六第二項にお いて「全ての信託業務を営む金融機関」とい う。)の数で除して行うものとする。
3	二 信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等 の意見(異議がある場合には、その理由を含 む。)を聽取する場合には、次に定めるところ により、説明会を開催してしなければなら ない。
4	三 信託業務を営む金融機関に対し、業務規程の内 容を説明し、これについて異議がないかどうか の意見(異議がある場合には、その理由を含 む。)を聽取する場合には、電子情報通信の 意見(異議がある場合には、その理由を含 む。)を聽取する場合には、次に定めるところ により、説明会を開催してしなければなら ない。
1	四 (監督処分の公告)
2	五 分の公告は、官報によるものとする。 (心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務 を適正に執行することができない者)
3	六 第四十二条の二 法第十二条の二第一項第四号イ に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能 の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正 に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意 思疎通を適切に行うことができない者とする。 (割合の算定)

4	一 信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等 の意見(異議がある場合には、その理由を含 む。)を聽取する場合には、次に定めるところ により、説明会を開催してしなければなら ない。
3	二 信託業務を営む金融機関に対し、業務規程の内 容を説明し、これについて異議がないかどうか の意見(異議がある場合には、その理由を含 む。)を聽取する場合には、電子情報通信の 意見(異議がある場合には、その理由を含 む。)を聽取する場合には、次に定めるところ により、説明会を開催してしなければなら ない。
4	三 信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等 の意見(異議がある場合には、その理由を含 む。)を聽取する場合には、次に定めるところ により、説明会を開催してしなければなら ない。
1	四 (監督処分の公告)
2	五 分の公告は、官報によるものとする。 (心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務 を適正に執行することができない者)
3	六 第四十二条の二 法第十二条の二第一項第四号イ に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能 の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正 に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意 思疎通を適切に行うことができない者とする。 (割合の算定)

の十三において同じ。)の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関する必要な事項
(指定申請書の提出)

第四十二条の五 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。
(指定申請書の添付書類)

第四十二条の六 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十二条の二第一項の申請日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。)による指定期間による指定後における收支の見込みを記載した書類)

二 法第十二条の二第一項の規定による指定後法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 全ての信託業務を営む金融機関に対して交付方法を証する書類

二 全ての信託業務を営む金融機関に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び到達した場合、通常の送付方法により到達しなかつた原因

三 信託業務を営む金融機関に対して業務規程等を送付した場合には、当該信託業務を営む金融機関に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次の又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法にて定める書類は、次に掲げる書類とする。

3

法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令

八 ベルト等が、暴力団員等(法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の九に規定する者の状況を記載した書面)

九 ベルト等が、暴力団員等(法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の九に規定する者の状況を記載した書面)

一 申請者の総株主等の議決権(総株主、総社員、総会員、組合員又は総出資者の議決権)をいう。次号及び第四十二条の十四第二項において同じ。

二 申請者の親法人(申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)及び子法人(申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。)の商号又は名称、主たる営業所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

三 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第四十二条の八及び第四十二条の九において同じ。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

四 役員の旧氏(住民基本台帳法施行令昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を当該役員の氏名に併せて法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五 役員が法第十二条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合は、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)

六 役員の履歴書(役員が法人である場合に

七 指定紛争解決機関の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。)の総額の三分の一以上について特定の者が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。)を行つている場合(当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。)における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号(第二号から第八号までを除く。以下この号において同じ。)に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の号において同一。)に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十一 第一号から第八号までに掲げる者は、次号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十二 第二項第三号において同じ。)の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有することにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を使用する認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該特定の者

十三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

十四 前二号に掲げる者を代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代

定する暴力団員等をいう。第四十二条の十四第一項第二号において同じ。)でないことを

当該役員等が誓約する書面

九 その他参考となるべき事項を記載した書類(手続実施基本契約の内容)

十 指定紛争解決機関の株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係に有するものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことを

十一 指定紛争解決機関の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。)の総額の三分の一以上について特定の者が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。)を行つている場合(当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。)における当該特定の者

十二 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

十三 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

十四 前二号に掲げる者を代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代

表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。)とする者

十五 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者

十六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

十七 指定紛争解決機関の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び同条第七号において同じ。)の総額の三分の一以上について特定の者が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。)を行つている場合(当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。)における当該特定の者

十八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事が存在する者

十九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号(第二号から第八号までを除く。以下この号において同一。)に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

二十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の号において同一。)に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

二十一 第二項第三号において同じ。)の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有することにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を使用する認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該特定の者

二十二 第二項第三号において同じ。)の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員(以下この号及び次号並びに第四十二条の十四において「役員等」とい

う。)の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

二十三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

二十四 前二号に掲げる者を代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代

意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己的の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行つている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第四十二条の十 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入金融機関の顧客が特定兼営業務関連苦情（法第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連苦情をいう。次条第三項第三号に

おいて同じ。)の解決の申立てをした年月日 及びその内容

二 前号の申立てをした加入金融機関の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入金融機関の商号

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果(苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

五 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

(紛争解決委員の利害関係等)

第四十二条の十一 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第三項に規定する法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第一項の申立てに係る法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者は、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る特定兼営業務開連紛争(法第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務開連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当当事者から役務の提供により収入を得ている者は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

六 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

<p>三 一般財團法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格</p> <p>法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者</p>
<p>イ 判事</p>
<p>ロ 司法補檢事</p>
<p>ハ ニューランド弁護士</p>
<p>ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授</p>
<p>三 特定兼営業務関連苦情を処理する業務又は特定兼営業務関連苦情の処理に関する業務を行ふ法人において、顧客の保護を図るために必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者</p>
<p>四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者</p>
<p>（特定兼営業務関連紛争の当事者である加入金融機関の顧客に対する説明）</p>
<p>第四十二条の十二 指定紛争解決機関は、法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第八項に規定する説明をするに当たり特定兼営業務関連紛争の当事者である加入金融機関の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。</p>
<p>法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
<p>一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第九項に規定する「手続実施記録」という。に記載されている特定兼</p>

二 特定兼営業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

三 手続を終了させるための要件及び方式

四 紛争解決委員が紛争解決手続によつては特定兼営業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第四十二条の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

二 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容

二 紛争解決手続において特別調停案（法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(指定紛争解決機関の届出事項)

第四十二条の十四 指定紛争解決機関は、法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出手書その他の参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び信託業務を営む金融機関の商号

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないこととの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 信託業務を営む金融機関が手続実施基本契約に係る債務その

他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該信託業務を営む金融機関の商号

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をい。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更した場合

三 親法人が親法人でなくなった場合

四 子法人が子法人でなくなった場合、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有した場合

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一人の者により取得され、又は保有されることとなつた場合

六 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の指定申請書を提出後新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいる場合

七 信託業務を営む金融機関から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否した場合

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先に役員等が紛争解決等業務の委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つた場合

九 加入金融機関又はその役員等が指定紛争解決機関に規定する事実を規定する事実を知つた場合

前項第八号又は第九号に該当する場合の届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解

決機関が知つた日から一月以内に行わなければならぬ。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第四十二条の十五 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるもの添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（予備審査）

第四十四条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可、承認又は指定に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第十二条の二第一項の規定による指定に関する申請に対する処分は、二月以内に定めるよう努めるものとする。

前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するためには、要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するためには、要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するためには、要する期間

（標準処理期間）

第四十五条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可、承認又は指定に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第十二条の二第一項の規定による指定に関する申請に対する処分は、二月以内に定めるよう努めるものとする。

前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するためには、要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するためには、要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するためには、要する期間

（予備審査）

八号

この省令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

二 制度改革法附則第十二条第二項に規定する業務の種類及び方法は、第三条及び第四条に規定する業務の種類及び方法とする。

三 改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則別紙様式は、平成五年四月一日以後に開始する営業年度（令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、事業年度。以下同じ。）に係る信託業務報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る信託業務報告書については、なお従前の例による。

1 この省令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

2 制度改革法附則第十二条第二項に規定する業務の種類及び方法は、第三条及び第四条に規定する業務の種類及び方法とする。

1 この省令は、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十六年法律第六十号）の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。

2 改正後の普通銀行の信託業務の兼營等に関する法律施行規則第十七条の規定は、昭和五十七年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書及び業務報告書について適用し、同日前に開始した営業年度に係る普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼營等に関する件第十二条に規定する業務報告書については、なお従前の例による。

（平成五年七月三十日大蔵省令第一号）

附 則 （平成五年七月三十日大蔵省令第一号）

1 この省令は、平成十年六月十日から施行する。

2 改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（平成五年法律第三十六号）の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。

（平成一〇年六月八日大蔵省令第一号）

附 則 （平成一〇年六月八日大蔵省令第一号）

1 この省令は、平成十年六月十日から施行する。

2 改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則別紙様式は、平成十年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した営業年度に係る書類について、なお従前の例による。

（平成一〇年六月一八日總理府・大蔵省令第三号）

この命令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

附 則 （平成一〇年一月二四日總理府・大蔵省令第四四号）

この命令は、公布の日から施行し、改正後の普通銀行の信託業務の兼營等に関する法律施行規則の規定は、平成三年九月三十日から適用する。

に第四条による改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則別紙様式第八号及び第五条による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式並びに第七条による改正後の信託業法施行規則別紙様式は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

この府令第一条による改正後の銀行法施行規則別紙様式第一号、第一号の二、第二号、第二号の二、第五号、第六号、第六号の二、第七号、第七号の二、第八号、第十一号及び第十三号並びに第四条による改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則別紙様式第七号は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年七月一三日内閣府令第四九号）

この府令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年八月八日内閣府令第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 信託業務を営む金融機関（改正法第七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十号）以下「新兼營法」という。）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が施行日以後に顧客（当該金融機関との間で施行日前に特定信託契約（改正法第二十条の規定による改正後の信託業法（平成十六年法律第百五十四条号）以下「新信託業法」という。）第二十二条の二に規定する特定信託契約をいう。附則第三十三条、第三十四条及び第三十六条を除き、以下同じ。）に相当する契約を締結した者に限る。との間で特定信託契約の締結をしようとする場合における新兼營法第二条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場

2 前項の場合において、信託業務を営む金融機関は、特定信託契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面（第四条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則（以下「新兼營法施行規則」という。）第三十二条の十四第三号ニ（1）に規定する契約締結前交付書面をいう。附則第二十五条において同じ。）を交付しなければならない。

第二十三条 新兼營法施行規則第三十一条の十一
第三号の適用については、施行日前に締結した特定信託契約に相当する契約は、同号の特定信託契約とみなす。

第二十四条 新兼營法施行規則第三十一条の十五
の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間は、適用しない。

第二十五条 信託業務を営む金融機関は、施行日以後に特定信託契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定信託契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新兼營法第二条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとのみなして、新兼營法施行規則第三十一条の二十一第一項第一号の規定を適用する。

附 則（平成一九年九月二七日内閣府令
(施行期日)抄
第七四号）抄

第一条 この府令は、平成十九年十月一日から施行する。
(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。以下同じ。)は、第四条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則第二十三条第五項第八号の規定の適用については、金融機関への預金とみなす。

この府令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一三日内閣府令第三八号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月四日内閣府令第四三号）抄

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二〇年九月二十四日内閣府令第五六号）

この府令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年四月一三日内閣府令第二四号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四、別紙様式第八号の二から別紙様式第十号まで、別紙様式第十二号及び別紙様式第十三号の二から別紙様式第十五号まで、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規別紙様式、第五条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式並びに第六条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雑形及び附属明細書ひな形は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年九月九日内閣府令第六二号）

（施行期日）

（この府令は、公布の日から施行する。）

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

この府令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となつている者についての第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条第十四号、第二条

の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十二条第九号、第四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の十一の二十七第一項第十七号、第五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十五第一項第十七号、第六条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第七十条の二十五第一項第十七号、第七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則第三十一条の二十二第一項第六号、第八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第一百十条の二十五第一項第十七号、第九条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二条の十三の二十三第一項第十一号及び第二百三十四条の二十四第一項第十二号、第十条の規定による改正後の資産対応証券の募集等又はその取り扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人による行為規制等に関する内閣府令第十三条第九号、第十二条の規定による改正後の信託業法施行規則第三十条の二十三第一項第十号の規定の適用についてのは、この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年一二月一四日内閣府令第七六号)

この府令は、保険法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二年一二月一八日内閣府令第七八号)抄

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第十条中金融商品取引業等に関する内閣府令第七条第一号、第八条第五号、第四十四条

正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則第十一条第三項第九号並びに第二十五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十条の二十五条第一項第十八号の規定の適用については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

(禁止行為に関する経過措置)

第九条 平成二十二年十二月三十一日までの間ににおける第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第百六条の三第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げるものとすることができます。

一 新金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（新金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この項において同じ。）を付与した者が信用格付業（新金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

三 信用格付を付与した者が当該信用格付をするために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち「若しくは二以上のものから入手する方法

四 信用格付の前提、意義及び限界

7 平成二十二年十二月三十一日までの間ににおける第十七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼當等に関する法律施行規則第三十一条の二十四第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **(平成二三年一月一九日内閣府令第四八号)** この府令は、公布の日から施行する。

附 則 **(平成二三年一月一九日内閣府令第四九号) 抄** この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

1 (施行期日) この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 **(平成二三年六月二九日内閣府令第二八号)** この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

附 則 **(平成二三年六月三〇日内閣府令第二九号)** この府令は、公布の日から施行する。

附 則 **(平成二三年一月一六日内閣府令第六一号) 抄** この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 **(平成二三年十一月二十四日内閣府令第七九号)** この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

附 則 **(平成二三年六月三〇日内閣府令第七七号)** この府令は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一項中金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十七条第一項に一号を加える改正規定、同令第二百二十三条第一項に二号を加える改正規定（同項第二十八条に係る部分に限る。）及び同令第三十条第一項に四号を加える改正規定（同項第十五号に係る部分を除く。）、第二項中金融機関の信託業務の兼當等に関する法律施行規則第二十二条に二項を加える改正規定（同項第十項に係る部分に限る。）、同令第二百九十五条第三項第十号に規定する改正規定（同項第十一号に係る部分を除く。）の規定による改正規定（同項第二十二条に二項を加える改正規定）が施行される。

附 則 **(平成二四年二月一三日内閣府令第三一号) 抄** この府令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則 **(平成二六年三月三一日内閣府令第六四号) 抄** この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

附 則 **(平成二六年一〇月一日内閣府令第六四号) 抄** この府令は、金融機関の信託業務の兼當等に関する法律施行規則第五十三条第一項に一号を加える規則第三十三条第二項第三号に掲げる金額は、規則第三十三条第二項第三号に掲げる金額とみなす。

におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **(平成二四年六月一日内閣府令第三八号)** この府令は、公布の日から施行する。

附 則 **(平成二四年七月六日内閣府令第四六号) 抄** この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則 **(平成二五年九月四日内閣府令第五八号) 抄** この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **(平成二三年九月二一日内閣府令第四二号)** この府令は、公布の日から施行する。

附 則 **(平成二三年一月一九日内閣府令第七三号)** この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

附 則 **(平成二六年二月一四日内閣府令第七七号) 抄** この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則 **(平成二六年三月三一日内閣府令第五九号) 抄** この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

附 則 **(平成二六年一〇月一日内閣府令第六四号) 抄** この府令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

附 則 **(平成二七年四月二八日内閣府令第三七号) 抄** この府令は、平成二十七年四月二八日内閣府令第三七号に掲げる金額とみなす。

(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附 則 (平成二七年五月一五日内閣府令第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月一日内閣府令第九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月一三日内閣府令第一三号)

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハの改正規定（二）に係るの下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第二条中長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハの改正規定（二）に係るの下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第三条中信用金庫法施行規則第百五十五条第一項第一号ハの改正規定（二）に係るの下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第四条中金融機関の信託業務の兼當等に関する法律施行規則第三十三条第二項第三号の改正規定（二）に係るの下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第五条の規定及び第六条協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第一項第一号ハの改正規定（二）に係るの下に「同項に規定する」を加える部

分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二九日内閣府令第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月一日内閣府令第九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一三日内閣府令第六号)

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一四日内閣府令第八号) 抄

(施行期日)

この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二九年一月三〇日内閣府令第五一号)

(施行期日)

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二七日内閣府令第五五号) 抄

(施行期日)

この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

附 則 (令和元年一月二四日内閣府令第四一号)

(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則 (令和三年二月三日内閣府令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、令和四年三月三十一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この府令は、令和四年三月三十一日から施行する。

附 則 (令和二年一月二四日内閣府令第三号) 抄

(施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月三〇日内閣府令第六号)

(施行期日)

この府令は、令和三年六月三〇日内閣府令第四四号) 抄

(施行期日)

この府令は、令和四年三月二十四日内閣府令第一三号) 抄

(施行期日)

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年四月三日内閣府令第五号) 抄

(施行期日)

この府令は、令和四年七月十五日内閣府令第一号) 抄

(施行期日)

この府令は、令和四年七月十六日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附 則 (令和二年一月二七日内閣府令第七号) 抄

(施行期日)

この府令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月二六日内閣府令第五〇号) 抄

(施行期日)

この府令は、令和四年十月二十日から施行する。

附 則 (令和二年二月二三日内閣府令第五七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則 (令和三年二月三日内閣府令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、令和四年三月三十一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この府令は、令和四年三月三十一日から施行する。

附 則 (令和四年九月一五日内閣府令第五五号) 抄

(施行期日)

この府令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年一〇月一九日内閣府令第五九号) 抄

(施行期日)

この府令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年九月一五日内閣府令第七号) 抄

(施行期日)

この府令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日内閣府令第五〇号) 抄

(施行期日)

この府令は、令和五年五月二十日から施行する。

帳元定勘総	帳元定勘託信	類種の簿帳
高 方 方 、 日 上 年 目 、 勘 定 科 残 金 貸 算 書 の 様 式 に 示 さ れ て い る 科 目 を 掲 記 し、 借 方 欄 に 変 き る。	高 方 方 、 日 上 年 目 、 勘 定 科 残 金 貸 方 欄 に 計 は、 業 務 報 告 書 が つ づ り を も つ て 信 托 勘 定 元 帳 の 科 目 について 日々 の 变 動 及 び 残 高 を 記 載 す る こ と が で き る。	項 記 載 事 業 載 要 領 等 信 托 勘 定 元 帳 の 科 目 について 日々 の 变 勤 及 び 残 高 を 記 載 す る こ と が で き る。
欄 、 貸 方 欄 に 変 き た。	借 方 欄、 貸 方 欄 に は、 勘 定 科 目 に 條 件 付 け て 信 托 勘 定 元 帳 の 科 目 につ いて 日々 の 变 勤 及 び 残 高 を 記 載 す る こ と が で き る。	備 考

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（施行期日）
（附則）
（令和六年三月二二日内閣府令第
一九号）
抄

第四条 第十一条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第七号及び別紙様式第八号は、施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る信託業務報告書について適用し、施行日前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る信託業務報告書については、なお従前の例による。

施行期日

動状況を記録すること。

別紙様式第1号（第5条第1項関係）

新規契約式様式第1号(標準・通常版) (印字用紙面) (A4判)	
契約書名: <u>新規契約式様式第1号(標準・通常版) (印字用紙面) (A4判)</u>	
(印字用紙面)	
年 月 日	
契約条件(財産(又は)用益) 段 請由 申 用 申 用登記の名称 代表者の氏名 代理者登記の名称 各項の機関の代表者の印を捺す 本契約の機関の代表者の捺印を捺す 既往記載の新規契約第1号、第4号及び第5号の規定により承認した上で、 本契約を承認して置く。是日 (捺印上部) (捺印下部)	

別紙様式第2号（第6条第1項関係）

別紙第2号(第6項(第2号))	
（次回の提出期限：令和6年1月10日～令和6年1月31日）	
(日本農業振興公)	
年　月　日	
山梨県立農業技術研究センター	
農業技術研究センター長	
農業技術研究センター長名	
農業技術研究センター長印	
山梨県立農業技術研究センター長印	
記述説明欄	
記述説明欄に記入する際は、必ず該欄を「○」にしてください。	
記述説明欄に記入せざるを得ない場合は、該欄を「○」にして、該欄の手書きで記入して、署名して下さい。	
（記入欄上部）	
記入欄：各条の規定が第1項第1項の規定による許可や審査に因らず、 又はその他の理由により、該欄に記入せざるを得ない場合は、該欄の手書きで記入して、署名して下さい。	

八 委託認証の区分	
外務省名、外務省名	総 約 命 題
	円
(記載上に空欄)	
〔審査請求〕は、その機関の権限が有り、使事等小字に関する事項の審査に付する旨の審査請求書又は記載によりまつたものとされる旨の審査請求書	
3. 業に実施している審査認証会員の取扱い規則の内容	
業の取扱い手の登録の方法	規約年月日
業の取扱い登録の方法	規約年月日
4. 実業にようじする苦情認証会員の取扱い規則の内容	
業の取扱い登録の方法	規約年月日
業の取扱い登録の方法	規約年月日

八 授業回数の合計			
担当者名、係番号	講 师	会 員	冊

(記入上に注意)

〔算出基準〕とは、その権利の複数が社員、株式等の計算に関する事項の算出上によつて算出する際の取扱いにより定まるものとされるべきをいふ。

3. 現在実施している各種保証会社扶助契約の内容

契約の会社名	契約の年月日	契 約 案 算	契 約 金 額
			冊

別紙様式第5号（第6条第4項関係）

別紙様式第5号（第6条第4項関係）	
（日本語版用紙面）	
年月日	
会員登録者（登録（変更）用） 構造者	
住所	
電話又は名前	
代表者の名前	
支那銀行会員登録契約書記載事項	
（記載の上に捺印）	
（記載の上に捺印）	

別紙様式第6号（第6条第4項関係）	
（日本語版用紙面）	
年月日	
会員登録者（登録（変更）用） 構造者	
住所	
電話又は名前	
代表者の名前	
支那銀行会員登録契約書記載事項	
（記載の上に捺印）	
（記載の上に捺印）	

別紙様式第6号（第6条第4項関係）

区分	指定金銭信託						年金信託				年金投資資金信託	
	合 同	單 位	債 券	信 託	金銭投 資	基 金	原 生 金	基 金	民 年 金	基 金	規 定 企 業	基 金
元 本 運 算												
支 那 手 形 等												
收 益 益												
返 受 金												
そ の 他												
債 權 債 券 預 備 金												
特 別 留 保 金												
・ ・ ・												
負 債 合 計												

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
負 債 合 計												

区分	財産形成給付信託			財産形成信託			貸付信託			投資信託		
	財 產 形 成 給 付 信 託	財 產 形 成 基 金	信 託	財 產 基 金	信 託	信 託	収益分配型	収益満期	収益	運用	口	金銭信託 以外の金 銭の信 託
元 本 運 算												
支 那 手 形 等												
收 益 益												
返 受 金												
そ の 他												
債 權 債 券 預 備 金												
特 別 留 保 金												
・ ・ ・												
負 債 合 計												

別紙様式第7号（第38条第1項関係）

(記載上の注)

1-3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る社数を除いて記載すること

2 債権債却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載する。

2. 各種信託の信託財産残高									
(単位：百万円)区分		指定金銭信託		特定金銭信託		年金信託		年金投資基金信託	
合 計				金 銭 投 資 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
貸 出 金				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
有 価 証 券				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
投資信託の投資資 本				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
信 託 受 益 權				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
電子決済手数 (特許信託受益権を除 く。)				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
預 金 貯 蓄				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
金 券 債 券				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
有 形 固 定 資 産				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
無 形 固 定 資 産				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
そ の 他 債 権				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
買 入 手 形				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
コ ー ル ロ ー ン				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	
銀 行 融 定 貸				年 金 信 託		年 金 信 託		年 金 投 資 基 金 信 託	

貸付勘定残高	預金受け金	その他の勘定	貸付勘定合計

(記載上の注意)
1. 3. 貸付勘定評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
2. 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託について記載すること。

3. 金銭評価の困難な信託

(単位:百万円)

信託財産の種類	件数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
实用新型権等(实用新型権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成権等(育成権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
登記権等(登記権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)			

通常使用権をいいう。)	その他の	合計

(記載上の注意)
1. 期中に新規設定された信託について記載すること。
2. 件数、評価額については、資本流動化を目的とした信託に該当するものを()で記すこと。

4. 流動化を目的とした信託

(単位:件、百万円)

信託財産の種類	件数	元本額	うち評価額のあるもの	
			貸付債権	売掛債権
金銭債権				
動産				
不動産				
地上権				
不動産の賃借権				
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)				
实用新型権等(实用新型権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)				
育成権等(育成権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)				
登記権等(登記権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)				
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)				
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)				

その他の	合計

(記載上の注意)
1. 期中に新規設定された信託について記載すること。
2. 資本流動化を目的とした信託は、原受託者と当初の受益者が一致しており、
① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売契約が同時に締結されるもの
② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの
のいずれかに該当するものをい。

5. 金銭信託の状況

(単位:百万円)

区分	金額	元本の積てしむ等の有無	うち評価額のあるもの	
			元本の補足のある信託	元本の補足のない信託
指定金銭信託				
年金				
貯蓄				
預貯金				
定期預貯金				
定期年金				
定期預貯金定期年金				
定期預貯金定期年金定期年金				
定期預貯金定期年金定期年金定期年金				

年金	貸付資金	預貯金	定期預貯金	定期預貯金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金定期年金
年金信託	貸付資金	預貯金	定期預貯金	定期預貯金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金定期年金
定期預貯金	定期預貯金	定期預貯金	定期預貯金	定期預貯金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金定期年金
定期預貯金定期年金	定期預貯金定期年金	定期預貯金定期年金	定期預貯金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金定期年金定期年金
定期預貯金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金定期年金定期年金	定期預貯金定期年金定期年金定期年金定期年金定期年金
(うち二重預託を除いた計数)	—	()	()	()	()	—

6. 信託財産残高表

(単位:百万円)

貸出金	金額	貸付金	定期金銭信託	金額
貸付審査費	貸付	定期	定期金銭信託	金額
手形	手形	年金	定期	定期
割引手形	手形	財産形成給付信託	貸付	貸付
有価証券	証券	貸付	貸付	貸付
因式	因式	貸付	貸付	貸付
地主	地主	定期預貯金以外の金銭の信託	定期預貯金	定期預貯金
短期社債	社債	有価証券の信託	定期預貯金	定期預貯金
社債	債	電子決済手続の信託	定期預貯金	定期預貯金

株 式	特 旁 資 産 等 及 び 電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 及 び 権 利 等 の 信 托
外 國 証 券	金 融 債 債 権 の 信 托
そ の 他 の 証 券	動 産 の 信 托
證 券 等 資 産 間 連 有 価 証 券	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 托
電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 等	地 上 権 の 信 托
示 権 利 等	
投 資 信 托 有 価 証 券	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 托
投 資 信 托 外 國 資 產	包 括 権 の 信 托
信 托 受 貸 権	そ の 他 の 信 托
電 子 決 済 手 段 (特 定 信 托 受 益 権 を 除 く。)	
受 承 有 価 証 券	
現 号 資 產	
金 融 債 債 権	
生 命 保 険 債 権	
住 宅 貸 付 債 権	
そ の 他 の 金 額 債 権	
有 形 固 定 資 產	
動 不 動 資 產	
無 形 固 定 資 產	
地 上 権	
不 動 資 產 の 貸 債 権	

そ の 他 の 極 形 固 定 資 產	
そ の 他 の 債 権	
貸 入 手 形	
コ ー ル ロ ー シ ン	
銀 行 期 定 貸 金	
現 金 預 け 金	
現 金	
預 け 金	
そ の 他	
共 同 受 承 賦 特 權 定	
そ の 他	
合 計	合 計

(注)

1. 3. 記載の金利評価の困難な債権を除く。

2. 「その他の信託」欄には、「指定金利信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

3. 共同信託他管理財産 百万円

(記載の上注意)

1. 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と信託した信託と相殺して記載すること。

2. 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

3. 未本補契約のあいだに係る債務(注)は(当該社債を有する信託業務を営む金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私費によるものに限る。)、貸出金、外田為資、本利回り、仮払金、本払証見返し及び有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)をいう。)のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額を記載すること。

(1) 破壊更生債権及びこれらに準ずる債権(破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)

(2) 危機債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状況及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性のある債権(1)に掲げるものの除外。)をいう。)

(3) 三ヶ月以上延滞債権(元本又は利息の支払いが約定期を超過の翌日から三月以上遅延している貸出金(1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。)

(4) 貸出条件緩和債権(債務者が債務再建又は支援を図ること目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債務免除などの債務者の有利となる決済を行った貸出金(1)から(3)までに掲げるものを除く。)をいう。)

(5) 三条債権(債務者の財政状況及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。)

4. 債務分担型共同受託を行つた場合は以下の下記(2)を記載すること。

5. なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を販売した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と販売した信託と相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他管理財産には、当社と○○○○が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)○○○○百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位:百万円)

資 本 金	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	担 定 金	持 定 金	持 定 金
延 期 証 券 貸 付	持 定 金	持 定 金	持 定 金
手 形 貸 付	年 金	年 金	年 金
割 引 手 形	財 産 形 成 貸 付	財 産 形 成 貸 付	財 産 形 成 貸 付
有 形 固 定 資 產	貸 付	貸 付	貸 付
固 価	投 資	投 資	投 資

地 方 信 債	金 額 信 托 以 外 の 金 額 の 信 托
明 期 社 債	有 価 証 券 の 信 托
社 債	電 子 決 済 手 段 の 信 托
株 式	賃 旁 資 產 等 及 び 電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 及 び 権 利 等 の 信 托
外 國 証 券	金 融 債 債 権 の 信 托
そ の 他 の 証 券	動 産 の 信 托
證 券 等 資 產 間 連 有 価 証 券	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 托
電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 等	地 上 権 の 信 托
示 権 利 等	
投 資 信 托 有 価 証 券	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 托
投 資 信 托 外 國 資 產	包 括 権 の 信 托
信 托 受 貸 権	そ の 他 の 信 托
電 子 決 済 手 段 (特 定 信 托 受 益 権 を 除 く。)	
受 承 有 価 証 券	
現 金	
金 融 債 債 権	
生 命 保 険 債 権	
住 宅 貸 付 債 権	
そ の 他 の 金 額 債 権	
有 形 固 定 資 產	
動 不 動 資 產	
不 動 資 產	

期 初 定 貸 額	期 末 定 貸 額
不 動 産 の 貸 借 権	
そ の 他 の 不 動 産 の 貸 借 権	
そ の 他 の 債 権	
買 入 手 頃 款	
コ 一 ル 口 一 ン	
期 行 期 定 貸	
現 金 預 け 金	
預 け 金	
そ の 他	
合 计	合 计

7. 特定信託受益権の発行及び償還の概況

報告対象期間

報告対象期間	年	月	日から
発行・償還件数(件/月ごとに)	年	月	日まで
年 月	(発行) 件 (償還) 件		
年 月	(発行) 件 (償還) 件		
年 月	(発行) 件 (償還) 件		

③ 総発行・償還金額(円/月ごとに)

年 月	(発行) 円 (償還) 円
年 月	(発行) 円 (償還) 円
年 月	(発行) 円 (償還) 円
年 月	(発行) 円 (償還) 円
年 月	(発行) 円 (償還) 円

④ 平均発行・償還金額(円/月ごとに)

年 月	(発行) 円 (償還) 円
年 月	(発行) 円 (償還) 円
年 月	(発行) 円 (償還) 円

(記載上の注意)
報告対象期間における特定信託受益権の総発行・償還件数、総発行・償還金額及び平均発行・償還金額については、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。

8. 特定信託口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れられた金銭の金額	特定信託口座の名義	特定信託口座その他の当該特定信託口座を特定するための事項
	円 (年月日現在)		

(記載上の注意)
報告対象期間における特定信託口座により管理している金銭の額の推移がわかる書面を添付すること。

別紙様式第8号(第38条第2項関係)

信託業務報告書

(記載上の注意)

本様式は年次投資基⾦信託に係る件数については、「交付金口」欄には会員信託受益権口及び不動産信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨債券証券口を含めて記載すること。

「口座資産及び電子記録移動有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)、暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146号の第3項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。)、暗号等資産関連フリーバイ・アンド・セール(第3条第4項第7号に規定する暗号等資産関連グリーフィップ取引をいう。)に係る権利又は電子記録移動有価証券表示権利等(同令第1条第4項第11号に規定する電子記録移動有価証券表示権利等をいう。以下同じ。)を初期信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

1. 各種信託の残高

区 分	指定金銭信託 合 同 单 独 用 運 用	特 定 金 銭 信 託	金 銭 投 資 基 金 信 託	年 金 信 托				年 金 投 資 基 金 信 託
				厚 生 年 金 基 金 信 託	国 元 年 金 基 金 信 託	規 約 型 企 業 基 金 信 託	基 金 型 企 業 基 金 信 託	
元 本								
支 配 手 形 等								
取 直								
假 受 金								
そ の 他								
資 準 備 金								
特 別 保 金								
・ ・ ・								
合 计								

(単位：百万円)

区 分	財産形成給付信託 財 産 形 成 給 付 金 信 託	財 産 形 成 基 金 信 託	貸 付 信 托		投 資 信 托 うちみなし 金銭信託 以外の企 業の信託
			貸 付 信 托 収 益 分 配 型	投 資 信 托 収 取 型	
元 本					
支 配 手 形 等					
假 受 金					
そ の 他					
資 準 備 金					
特 別 保 金					
・ ・ ・					
合 计					

(単位：百万円)

区 分	財産形成給付信託 財 産 形 成 給 付 金 信 託	財 産 形 成 基 金 信 託	貸 付 信 托		投 資 信 托 うちみなし 金銭信託 以外の企 業の信託
			貸 付 信 托 収 益 満 期 受 取 型	投 資 信 托 収 取 型	
元 本					
支 配 手 形 等					
假 受 金					
そ の 他					
資 準 備 金					
特 別 保 金					
・ ・ ・					
合 计					

(記載上の注意)

- （注）記載の金額は、信託料を除く金額を示す。
1 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計算を除いて記載すること。
2 個別償却準備金、特別償却準備金ほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明し、書類を提出すること。
3 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

2. 各種信託の信託財産別残高

外 国 稹 券				
その他の証券				
預付金取扱受託運送業者				
投信信託受取詐欺犯				
相手方の損害賠償請求権				
電子取引移動性有価証券表示権利等				
投資信託の外因的変更				
保 手 受 益 権				
相続税信託受益権				
金枝粒資本信託受取権				
年金積立基金信託受取権				
財産形成投资基金信託受取権				
貸付金取扱収益権				
用口益権				
特定期元受取権				

その他の信託受 益権				
電子手形 決済手 段 (特定の信託受益権 を除く。)				
理 事 会 権				
金 融 債 権				
生命保険債権				
住宅貸付債権				
その他の金融債 権				
有形 固定資産				
動 産				
不 動 産				
無形 固定資産				
地 上 権				
不動産の賃貸権				
その他の無形固 定資産				
そ の 他 債 権				
買 入 手 形				
コールローン				
銀 行 勘 定 貸				
現 金 預 け 金				

預 金						
預 計 金						
支 の 他						
共同受託報酬勘定						
支 の 他						
資 産 合 計						

(単位：百万円)

区 分	財形形成付預託		資本形成 投資基金 給付金信託	貸付預託		投資種 別	
	財 產 形 成 給 付 金 信 託	財 產 形 成 基 金 信 託		貸 付 預 託	收益分配型 受取額	収益運用 取扱口	
貸出金							
証券貸付							
手形貸付							
割引手形							
有価証券							
国債							
地方債							
短期社債							
社債							
株式							
外国証券							
その他の証券							

貨物信託受益権					
投資信託受益権 券					
積分等賃貸関連 有価証券					
電子記録移動性有 価証券(印字印刷利 用権)					
投資信託出資資 本 承 受 権 権					
指定金信託受 益権					
金投信託基金信 託受益権					
年金投信基金信 託受益権					
財産形態投資基 金信託受益権					
貸付信託受益権 用口受益権					
特定信託受益権					
その他信託受 益権					

電子決済手段 (特定信託受託権 包含する)						
現 金	資 本	資 本	資 本	資 本	資 本	資 本
金 倉 備 権						
土地保有権						
住宅貸付権						
その他の金融機 関						
有形 固定資 産						
動 資 産						
不 動 資 産						
無形 固定資 産						
地 上 権						
不動産の賃借権						
その他の無形固 定資 産						
そ の 他 債 権						
買 入 手 式						
コードセービング						
銀 行 勘 定 貸						
現 金 預 け 金						
現 金						
預 け 金						

Digitized by srujanika@gmail.com

そ の 他						
共同受取権算動 定						
そ の 他						
資 本 合 計						

卷之三十一

外 国 証 券											
その他の証券											
貸付信託受益権											
投資信託受益権											
時券等資産関連											
有価証券											
電子記録証券有価証券の権利等											
投資信託外の投資											
保証受益権											
預り金取扱い受取益権											
金融投資資金借入受益権											
年金投資資金借入受益権											
財形貯蓄投資基金融信託受取益権											
貸付信託受益権運用受益権											
特定信託受益権											

その他の信託受益権											
電子決済手段(特許権を除く)											
現金、預金、支票、現金債権											
生命保険債務											
住宅貸付債権											
その他の金銭債権											
有形固定資産											
動産											
不動産											
無形固定資産											
地上権											
不動産の賃借権											
その他の無形固定資産											
その他の権利											
買入手形											
コールローン											
銀行勘定											
現金預け金											

現 金											
預 け 金											
そ の 他											
共同受託賃料算定期											
そ の 他											
資 本 合 計											

(記載上の注意)

1. 記載の金銭評価の困難な信託に係る件数を除いて記載すること。

2. 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の貸借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

3. 金銭評価の困難な信託

信 托 財 產 の 種 類	件 数	う ら 評 価 額 の あ る も の	
		件 数	評 価 額
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
実用新案権(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成権等(育成権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			

著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			
商標権等(商標権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
その他			
合 計			

(記載上の注意)

1. 期中に新規設定された信託について記載すること。

2. 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを()で括記すること。

4. 流動化を目的とした信託

信 托 財 產 の 種 類	貸 付 債 権	件 数	元 本 額	(単位: 件、百万円)	
				次 抵 債 権	そ の 他
金 融 債 権					
動 産					
不 动 産					
地 上 権					
不動産の賃借権					
そ の 他 の 貸 債 権					
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)					
実用新案権(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)					
育成権等(育成権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)					
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)					

著作権等(著作権、出版権又は著作隸接権をいう。)		
商標権等(商標又は専用権をいう。)		
その他の権利		
合計		

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
 2 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 ①受託者と原委託者の間で信託契約と信託受益権売却契約が同時に締結されるもの
 ②信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 ③信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの
 のいづれかに該当するものをいう。

5. 金銭信託

(単位:百万円)

区分	分	金額	元本の種別等の有無		運用財産の種類
			元本の種別等の有無	元本の種別等の有無	
指定金銭信託	合 同 運 用				
	單 独 運 用				
特 定 金 銭 信 托					
金銭投資基金信託					
年 金 信 托	厚 生 年 金 基 金 信 托				
	國 民 年 金 基 金 信 托				
	規 約 型 企 業 年 金 信 托				

米 金 型 企 業 年 金 信 托					
年 金 投 資 信 托	資 本 付 基 金				
基 金 信 托	債 券 式				
特 定 企 業 形 成 信 托	財 産 形 成 信 托				
投 行 信 托	財 產 形 成 信 托				
財 產 形 成 信 托	財 產 形 成 信 托				
財 產 形 成 信 托	財 產 形 成 信 托				
財 產 形 成 信 托	財 產 形 成 信 托				
財 產 形 成 信 托	財 產 形 成 信 托				
貸 付 信 托	收 益 分 配 型				
貸 付 信 托	收 益 滞 用 受 扱 型				
貸 付 信 托	收 益 運 用 型				
投 資 信 托					
投 資 信 托					
(うち二重信託を除いた計数)	—	(—)	(—)	(—)	(—)

6. 信託財産

(1) 貸出金

(単位:百万円)

区分	分	前 期 末 残 高		当 期 末 残 高
		四 個 資 金	五 個 資 金	
長 期 資 金	資 本 転 資 金			
	小 計			
短 期 資 金	合 計			

(2) 貸出金の担保内訳

区分	分	前 期 末 残 高		当 期 末 残 高
		四 個 資 金	五 個 資 金	
長 期 資 金	資 本 転 資 金			
	小 計			
短 期 資 金	合 計			

受 入 保 険 の 種 別		貸 付 金	額 引 手 式
日 行 金	預 金		
信 託 受 益 権	預 金		
有 債 信 託 権	預 金		
債 信 託 権	預 金		
品 物	預 金		
不 動 資 産	預 金		
財 産	預 金		
そ の 他	預 金		
保 険 託 権	預 金		
信 託 託 権	預 金		
合 計			

7. 信託財産残高

(単位:百万円)

貸 出 金	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		物 定 金	金 額
證 券 形 式 貸 行		特 定 金	金 額
手 引 手 式 貸 行		現 金	金 額
現 金 手 式		財 産 形 成 信 托	金 額
有 債 貸 行		貸 付 金	金 額
合 计		預 金	金 額

地 方 債		金 銭 信 托 以 外 の 金 銭 の 信 托
期 限 社 債		有 債 託 権 の 信 托
社 債		電 子 決 済 平 及 び 預 金
外 國 債		電 子 記 録 交 易 並 び 有 債 託 権 の 信 托
そ の 他 の 債		金 銭 の 信 托
電子記録移転有価証券		動 産 の 信 托
支 票		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 托
投 資 信 托 有 価 証 券		地 上 権 の 信 托
投 資 信 托 外 国 投 資		土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 托
信 託 受 益 権		其 の 他 の 信 托
電 子 決 済 子 及 び 特 定 信 托		
受 益 権 保 具		
受 益 権 有 債 信 托		
信 託 有 価 証 券		
金 銭 債		
生 命 保 険 債		
住 房 貸 付 債		
そ の 他 の 金 銭 債		
有 形 固 定 資 産		
不 動 資 産		

無 形 固 定 資 産				
地 上 の 貸 借 権				
不 動 產 の 貸 借 権				
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産				
そ の 他 の 債 權				
賃 入 手 形				
コ 一 ル ロ ー シ ン				
銀 行 間 定 貸				
現 金 預 け 金				
そ の 他				
其 固 受 証 券 間 定				
そ の 他				
合 計			合 計	

(注)
1. 記載の金融評価の困難な財を除く。
2. 「その他の信託」欄には、「指定金額信託」欄から「土地及びその定着物の貸借権」欄まで該当する信託以外の信託について記載すること。
3. 会社等の社管財産
百万円
(税抜上の数値)
1. 信託資産のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
2. 信託資産の状態に正直に判断するために必要な事項を記載すること。

3. 元本償還契約のある信託を有する信託業務を営む金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又是一括について回収しているものであって、当該信託の発行が金融商品引出第2条第二項に規定する有価証券の私的によるもの限る)、貸出金、外取引金、支払準備見込及び有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸付又は資質貸付契約によるものに限る)。(い)のうち次に掲げるものの額及び(い)から(4)までに掲げるものの合計額を記載すること。

(1) 破産更生債権及び(れ)に係する債権(破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及び(れ)に係する債権)。(い)、
(2) 危険債権(債務者が経営状況の状態には至っていないが、経営状態及び経営成績の悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権(い)に掲げるものを除く。)。(い)、
(3) 三月以上延滞債権(元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1)及び(2)に掲げるものと除く。)。(い)、
(4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる決めを行った貸出金(1)から(3)までに掲げるものを除く。)。(い)、
(5) 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいふ。)

4. 働務分担共同受託を行っている場合は以下の参考を記載すること。
なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社及び他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券を設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>
上記(1)共同信託他社共同受託欄では、当社と○○○○が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」とい)、○○○○百万円で申込んでおります。
上記信託財産高表(職務分担型共同受託財産を合算した信託財産高表)は次のとおりであります。

資 本	金 額	負 債	金 額

貸 出 金	拘 定 金	無 期 金
書 貸 付	金	金
形 貸 付	金	金
引 手 形	金	金
有 債 債 債	金	金
固 方 債	金	金
期 社 債	金	金
社 債	金	金
株 式	金	金
外 国 証 券	金	金
そ の 他 の 証 券	金	金
確 保 有 債 債	金	金
電 子 記 録 移 転 有 債 債	金	金
其 示 権 利 等	金	金
投 資 信 有 債 債	金	金
投 資 信 外 国 投 資	金	金
投 資 信 受 貸 権	金	金
電 子 決 済 手 段 (特 定 信 託 受 権 を 除 く。)	金	金
受 託 分 有 債 債	金	金
經 分 有 債 債	金	金
金 期 債	金	金

生 命 保 側 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 期 債 権			
有 形 固 定 資 産			
動 不 動 產			
無 形 固 定 資 產			
地 上 の 貸 借 権			
不 動 產 の 貸 借 権			
そ の 他 の 無 形 固 定 資 產			
そ の 他 の 債 権			
賃 入 手 形			
コ 一 ル ロ ー シ ン			
銀 行 間 定 貸			
現 金 預 け 金			
預 け 金			
そ の 他			
合 計			合 計

8. 信託財産収支表
(単位:百万円)

收 入	金 額	支 出	金 額
賃 出 金 利 息 配 当	金	信 託 報 酬	金
有 債 債 利 息 配 当	金	支 払 利 息	金

その他の受入利息	支払手数料
信託受益者配当	純
有価証券貸付料	投資信託委託者報酬
金銭債権収益	電子決済手段受取損
角銭座収益	有価証券受取損
不動産収益	投資信託有価証券売却損
* 収益調整差益	理会分賞賛差損
* 投資信託解約差益	理会分賞賛開通有価証券売却損
電子決済手段却認差益	電子記録移転有価証券売却料等売却損
引換証券売却損	固定資産売却損
投資信託有価証券却認	有価証券買損
印子等賞賛開通有価証券却認	* 収益調整差損
電子記録移転有価証券却認	* 投資信託解約差損
引換出金	出資金買損
不動産差益	有価証券差損
有価証券買損	固定資産買損
有価証券取扱費	* 特別留保金繰入
その他	* ...
* ...	* ...
* ...	その他の支出
* ...	* 異期決算信託収益繰入
その他の収入	信託利息益
* 異期決算信託収益戻入	

合計	合計
----	----

(記載上の注意)
 1 *印の項目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一ヶへ記載すること。
 2 「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。
 3 信託の収益金の計算期間と営業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。

番号	資産の区分	管理の方法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産(次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。)	動産
4	船舶	
5	航空機(航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。)	
6	自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。)	
7	拘名金取扱料(信託の受益権を除く。)	
8	有価証券(信託の受益権を表示するものを除く。)	
9	特定信託受益権	
10	電子決済手段(信託の受益権を除く。)	
11	組合資産	
12	電子記録移転有価証券表示権利等	

13	特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)
14	実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)
15	意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)
16	商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)
17	育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)
18	回路配置利用権等(回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)
19	著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)
20	前各号に掲げる資産以外の資産

(記載上の注意)
 「各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

番号	電子決済手段の種類	管理の方法
----	-----------	-------

9-2. 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番号	電子決済手段の種類	管理の方法
----	-----------	-------

9-3. 履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番号	総資産の種類	管理の方法
----	--------	-------

10. 信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

指図を行う者の商号又は名称	所在地
---------------	-----

(記載上の注意)
 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第4項に規定する投資運用業を行なう者)及び商品投資による事業の規制に関する法律第2条第4項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行なう者について記載すること。

11. 代理店の増減

前期末	当期末	増減(△)
-----	-----	-------

12. 財産に関する遺言の執行

前期総物件数	当期引受け件数	当期終了件数	当期末現在件数
--------	---------	--------	---------

13. 会計の検査

前 期 総 超 件 数	当 期 引 受 件 数	当 期 終 了 件 数	当 期 末 現 在 件 数
-------------	-------------	-------------	---------------

14. 財産の取得、処分又は貸借に関する代理・媒介

(単位:百万円)

種 類	件 数	取 扱 額
取 得		
(うち 不 動 産)		
処 分		
(うち 不 動 産)		
貸 借		
(うち 不 動 産)		
(うち 金 銭)		
計		

(記載上の注意) 取得・処分の媒介に該当するものは、「処分」欄に括弧書きで内数として記載すること。

15. 財産の管理(関連する信託事務を含む)及び財産の整理又は清算に関する代理事務

種 類	前 期 総 超 件 数	当 期 引 受 件 数	当 期 終 了 件 数	当 期 末 現 在 件 数
管 理				
財産の整理又は清算				

16. その他の代理事務

種 類	前 期 総 高	当 期 引 受 高	当 期 取立高または当期履行高	当 期 末 現 在 額
債 権 の 取 受				
債 源 の 現 行				

17. 株式事務の代行

(単位:社、千名)

区 分	前 期 末 現 在	当 期 末 現 在	増 減(△)
受 托 会 社 数			
管 理 株 主 数			

18. 特定信託受益権の発行及び償還の概況

① 報告対象期間

報告対象期間	年 月 日から
	年 月 日まで

② 総発行・償還件数(件/月ごとに)

年 月	(発行) 件	(償還) 件
年 月	(発行) 件	(償還) 件
年 月	(発行) 件	(償還) 件

③ 総発行・償還金額(円/月ごとに)

年 月	(発行) 円	(償還) 円
年 月	(発行) 円	(償還) 円

年 月	(発行) 円	(償還) 円
年 月	(発行) 円	(償還) 円
年 月	(発行) 円	(償還) 円
年 月	(発行) 円	(償還) 円

19. 特定信託口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口座の名義	特定信託口座の口座番号その他の当該特定
	円		信託口座を特定するための事項

(記載上の注意) 報告対象期間における特定信託口座により管理している金銭の額の推移がわかる書面を添付すること。

20. 特定信託為替取引の状況

年間発行・償還件数	(発行) 件
年間発行・償還金額	円
1件当たりの平均発行・償還金額	円

21. 特定信託為替取引の収支の状況

	期(実績)	期(実績)	期(実績)	期(予想)
売上高				
売上原価				
売上総利益				
販売費・一般管理費				
営業利益				
所要必要資金				
借入潤済				
積資潤済				
その他				

別紙様式第5号（款式）添付5項備考欄（横）		（アガルタウル、セム、マリカルタウル、セム）
（印鑑） （日本漢字規制人A）		
某移姉の状況表 (年 月 日用印)		
借 托 の 分 類	委託した基準の内容	委 托 先 委託した理由

事実年次水に分ける萬能委託の状況を記載すること。

事実年次水に分ける萬能委託の状況を記載すること。

2. 次の問題を解いて、中華人民共和国の政治体制についての理解を深めよう。

[View Details](#)

3. 基地に対する申告			
4. 捜査の実施及び保護の範囲			
(単位：人)			
区分	前回	當回	増減
約 申 訴 実 現			
花 旗	(うち就労実現数)	()	()
施 設			
員 工			
中 申			
○(略)			
○(略)			
○(略)			
1. 「個人」とは、個人にあつては登録、法人には登録簿で登録済又は登録未だ 登録のものとの区別をつけた者を指すと定めたい。			
2. 「就労」は、就業する場合に就労と記載を要する。			
3. 「花旗」は、一時的又は定期的に就労しない就労員について記載する こと。			
5. 申告の年月			
(ア) 申告の年月			
花旗又 就労員 として登録 登録済			
就業する場合に 就労と記載			
せざる者			
登録月日			
年 月 日			

1. 法典12条の4において準用する信託法(信託法の第3章)現の他地元路線車両は法典12条の4において準用する信託法(信託法の第3章)現の規定による。現に該当する記載を以て評議して算定した者たるについて、これらの書類は記載した通田氏及び会員を変更する旨を記載するまでの間、「会名又は商号」(右欄に記載した通田氏及び会員を変更する旨を記載するまでの間)、「会員」及び「会員」に記載した通田氏及び会員を併せて記載し、又は該記載した通田氏及び会員を記載することができる。
2. 会員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における

②款項の(注意)

- 1 法第46条の4において準用する信託報酬法66条の第1項の規定の適用と該規定は法第46条の4において準用する信託報酬法66条の第1項の規定による旨の監査意見に記載する旨を記載して監査証に記載する者について、これらの中の監査意見に記載する旨を記載して監査証に記載する者について、これらの中の監査意見に記載した監査意見及び監査意見を記載する旨を記載するまでの間、(監査の氏名)は専用印(監査の氏名)を専用印及び監査意見まで併せて記載し、又は監査意見及び(監査の氏名)を記載することとする。
- 2 前項の「法人」には、法人でない団体で代表者は監督人の室のあるものと定める。

3. 「他の団体」とは、給付制度を運営する団体を指す用語をいう。 4. 「扶助金」及び「寄附金」は、日本赤十字社が運営する施設に 貢献するためのもの。
8. 正式会員登録手続(個人及び法人の会員登録)

				样
				板
				板

（被監視の注意）
「主要取引相手者」とは、被監視争議決済機関の組合会員等の取扱額の百分の五以上の取扱額を保有している株主、社員、会員、販賣員又は出資者をいい。
「親法人」とは認可法の第14条第2項の親法人、「子法人」とは同号の子法人をい。

9 愛媛県の状況

(記載上の注意)
株主総会、社員総会等の定期会議並開催の会議(自衛幹部等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。)について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その会議に關する重要な事項を記載すること。

⑩ 加入金融機関等の状況
 (1) 金融機関

番号	商 号	本店の所在地	加入年月日

(登記上のの実態)	
登記事項のうち登記簿面のものとします。	
1. 合併等による事業者の変化	
合併等による事業者の変化	
2. その他登記簿面に記載する外れ(追記の状況)	
(単位: 円)	
資 本 金	資 本 金
新 増	減 減
戻 資 の額	戻 資 の額
戻 資 の額	
戻 資 の額	
(記載上のの実態)	
「現行」には、当期に受け付けた管轄税理士の件数をすべて計上します。	
1. 会員登録	
会員登録を受けた会員登録手続の件数	
(単位: 件)	
業 務 勘 算 の 實	
顧客の法人 顧客の個人 その他	
計	
2. 会員登録	
会員登録を受けた会員登録手続の件数	
(単位: 件)	
業 務 勘 算 の 實	
顧客の法人 顧客の個人 その他	
計	

(記入用の用紙)	
(単位: 円)	(単位: 円)
当期累計	件数
1ヶ月未満	
1月以上～3ヶ月未満	新規 登録 登録 電子メール ファクシミリ
3ヶ月以上～6ヶ月未満	
6ヶ月以上	文書の提出 その他の
計	

※ 勝争候決手續の実況状況 ④ 勝争候決手續の受け并数(当期の状況)				(単位：件)
受 付 件 数	事 件 内 訳			
	新 規 取 引 の 未 済	既 存 取 引 の 未 済	未 済	

種類	前半解説資料の列			備考
	1	2	3	
計上上の仕訳				
1. (解説)には、約半数が手続を実施した毎回便営業取扱金額の欄を複数枚記入すること。				
2. 前半解説資料の欄頭ごとに直線した上、各箇頭ごとの件数を記載する。				

二、各年齢半統合(不就学及び移入を除く)の所要授業時間(当面の既存条件)	
(単位: 時)	(単位: 時)
所要時間	所要時間
全会員	会員
1月会員	1回
1月会員～3月会員	2回
3月会員～6月会員	3回
6月会員～1年会員	4回
1年会員～2年会員	5～10回
2年会員以上	11回以上
計	計

（記載上の注意）
「医師以外」には、医師と併用した場合を含む。

※ 競争解決等業務の料金等の収額（当月の状況）		
(単位：千円)		
料金・貢辯金		
料金額	貢辯金額	計
苦情処理手続	競争解決手続	

(4) 从最高点到最低点下降了 2500 小时耗电 $2500 \times 0.02 = 50$ 度电 (0.25)

④ 割合解説各業種に対する取扱いの件数及び内訳(当面の状況)		(単位:件)				
業種	個別取扱い	専門取扱い	専門取扱いに付随するもの	その他	合計	
地政資料外他の業種に付随するもの						
地政資料専門取扱いに付随するもの						
地政資料専門取扱いに付随するもの						
地政資料専門取扱いに付随するもの						
手帳の取扱いに関するもの						
資料の取扱いに関するもの						
資料の取扱いに関するもの						

朝鮮・韓国に関するもの			
苦情処理手続又は紛争解決手続の効率に関するもの			
そ の 他			
計			

(記載上の注意)
各項目ごとに記述した上、各欄間にとの差異件数を記載すること。

2 他の特約争奪交換モードの者のとの連携の状況

3 その他特記事項

(記載上の注意)

地方紛争解決機関の員員（法人でない団体で代表者又は監理人の求めにあつては、その代表者又は監理人）、紛争解決委員等の開示権が該職務上の権利に剥奪された場合、通告、許可された場合、兩当事者に就て訴訟を提起する場合、不服申立てを提出する場合、監査報告書が該職務上小計

場合、重要不利益が爲を受けた場合、前記特許権の権利主権の当事者となつた場合等に、その摘要を記載すること。